高齢運転る	皆に対	する特	別指導			検	指導主任者	補助者
氏 名						印		
適齢診断受診日	令和	年	月	日		1		
実施年月日 時 間	令和 自	年 時	月 分 ~ 至	日時	分			
実施場所								
実 施 者								
	•							

内容
高齢運転者の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に
応じたトラックの安全な運転方法等について自ら考えるように指導する。
(具体的指導内容)
(備考)

*65歳に達した運転者に対しては、65歳に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させ、その後3年以内ごとに1回受診し、その都度高齢運転者に対する教育を実施すること。